

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)</p> <p>第三十四条の五 (略)</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業）（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等)</p> <p>第三十四条の五 (略)</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会</p>

<p>二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。)又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。)を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社(外国保険会社を含む。)、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社(外国保険会社を含む。)、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五 (略)</p>
---	---